

厚生労働省社会保障改革推進本部の検討状況について（中間報告）

厚生労働省

平成23年12月5日

4. 年金

I 新しい年金制度の創設

○ 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組む。

<所得比例年金（社会保険方式）>

- 職種を問わず全ての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付
- 保険料は15%程度（老齢年金に係る部分）
- 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出

<最低保障年金（税財源）>

- 最低保障年金の満額は7万円（現在価額）
- 生涯平均年収ベース（＝保険料納付額）で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする。
- すべての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする。

☆ 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成25年の国会の法案提出に向けて、引き続き検討する。

II 現行制度の改善

（1）基礎年金国庫負担2分の1の恒久化

- 年金財政の持続可能性の確保のため、税制抜本改革により確保される安定財源により、

基礎年金国庫負担 2 分の 1 を恒久化する。

☆ 消費税引き上げ年度から消費税財源による国庫負担 2 分の 1 の恒久化。

☆ 平成 24 年度から消費税引き上げ年度の前年度までの間について、国庫負担 2 分の 1 と 36.5% の 差額に相当する額を、消費税引上げにより確保される財源を活用して年金財政に繰り入れる。

☆ 具体的な措置内容は予算編成過程を通じて検討し、必要な法案を来年の通常国会に提出。

(2) 最低保障機能の強化

○ 年金制度の最低保障機能の強化を図り、高齢者等の生活の安定を図るため、以下の改革を行う。①低所得者への加算 低所得者である老齢年金受給者に対し、基礎年金額に対する一定の加算を行う。②障害基礎年金等への加算 老齢基礎年金の低所得者に対する加算との均衡を考慮し、障害者等の所得保障の観点から障害・遺族基礎年金についても、一定の加算を行う。③受給資格期間の短縮 無年金となっている者に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにし、また、将来の 無年金者の発生を抑制していく観点から、受給資格期間を、現在の 25 年から 10 年に短縮する。

☆ 消費税引き上げ年度から実施する。 ☆ 具体的内容について引き続き検討を進める。税制抜本改革とともに、来年の通常国会への法案提出に 向けて引き続き検討する。

(3) 高所得者の年金給付の見直し

○ (2) の最低保障機能の強化策の検討と併せて、高所得者の老齢基礎年金について、その一部(国庫 負担相当額まで)を調整する制度を創設する。

☆ 最低保障機能の強化と併せて実施する。

☆ 具体的内容について引き続き検討を進める。税制抜本改革とともに、来年の通常国会への法案提出に向けて引き続き検討する。

(4) 物価スライド特例分の解消

○ かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金 額より高い水準の年金額で支給している措置について、世代間公平の観点から、早急に計画的な解消を図る。

☆ 平成 24 年度分の年金額から実施する(実施時期及び解消期間要検討)。

☆ 来年の通常国会に法案提出。

(5) 産休期間中の保険料負担免除

○ 次世代育成の観点から、厚生年金の被保険者について、育児休業期間に加え、産前・産後休業期間中も、同様に年金保険料は免除し、将来の年金給付には反映させる制度の対象とする。

☆ 子ども・子育て支援施策という位置づけで、早期の実施を図る。

☆ 来年の通常国会への法案提出に向けて引き続き検討する。

(6) 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

○ 働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規雇用者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する。

3. (2) の被用者保険への適用拡大と併せて実施。

☆ 厚生年金の適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、実施時期も含め引き続き検討する。来年の通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら引き続き検討する。

☆ 第3号被保険者制度の見直し、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

(7) 被用者年金一元化

○ 被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金の一元化を行う。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一とする。

☆ 平成19年法案をベースに、一元化の具体的内容について引き続き検討する。関係省庁と調整の上、来年の通常国会への法案提出に向けて引き続き検討する。

(8) 第3号被保険者制度の見直し

○ 第3号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性(2分2乗)を踏まえつつ、引き続き検討する。

☆ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、総合的な検討を引き続き行う。

(9) マクロ経済スライドの検討

○ デフレ経済下においては、現行のマクロ経済スライドの方法による年金財政安定化策は機能を発揮できないことを踏まえ、世代間公平の確保及び年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。

☆ マクロ経済スライドの適用については、(4)による物価スライド特例分の解消の状況も踏まえながら、引き続き検討。

(10) 在職老齢年金の見直し

○ 就労意欲を抑制しているのではないかと指摘がある60歳代前半の者に係る在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引き上げる見直しを引き続き検討する。

☆ 就労抑制効果についてより慎重に分析を進めながら、引き続き検討を行う。

(11) 標準報酬上限の見直し

○ 高所得者について、負担能力に応じてより適切な負担を求めていく観点に立ち、厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことなどを引き続き検討する。

☆ 平均標準報酬の動向等を踏まえながら、引き続き検討を行う。

(12) 支給開始年齢引き上げの検討

○ 世界最高水準の長寿国である日本において、現在進行している支給開始年齢の引き上げ（注）との関係や高齢者雇用の進展の動向等に留意しつつ、中長期的課題として、支給開始年齢の在り方について検討する。

（注）現行の引き上げスケジュールは、男性2025年まで、女性2030年まで ☆ 将来的な課題として、中長期的に検討を行う。（来年の通常国会への法案提出は行わない）

(13) 業務運営の効率化

○ 現行の年金制度の改善及び新しい年金制度を検討するに際しては、年金制度を運用するための業務処理体制やシステムに関する現在の課題にも適切に対処していくことが必要であり、業務運営やシステムの改善を図る。

*中間報告は医療・介護・子育て・生活保護など多岐にわたりますが、このようでは「年金」部分のみ掲載した。